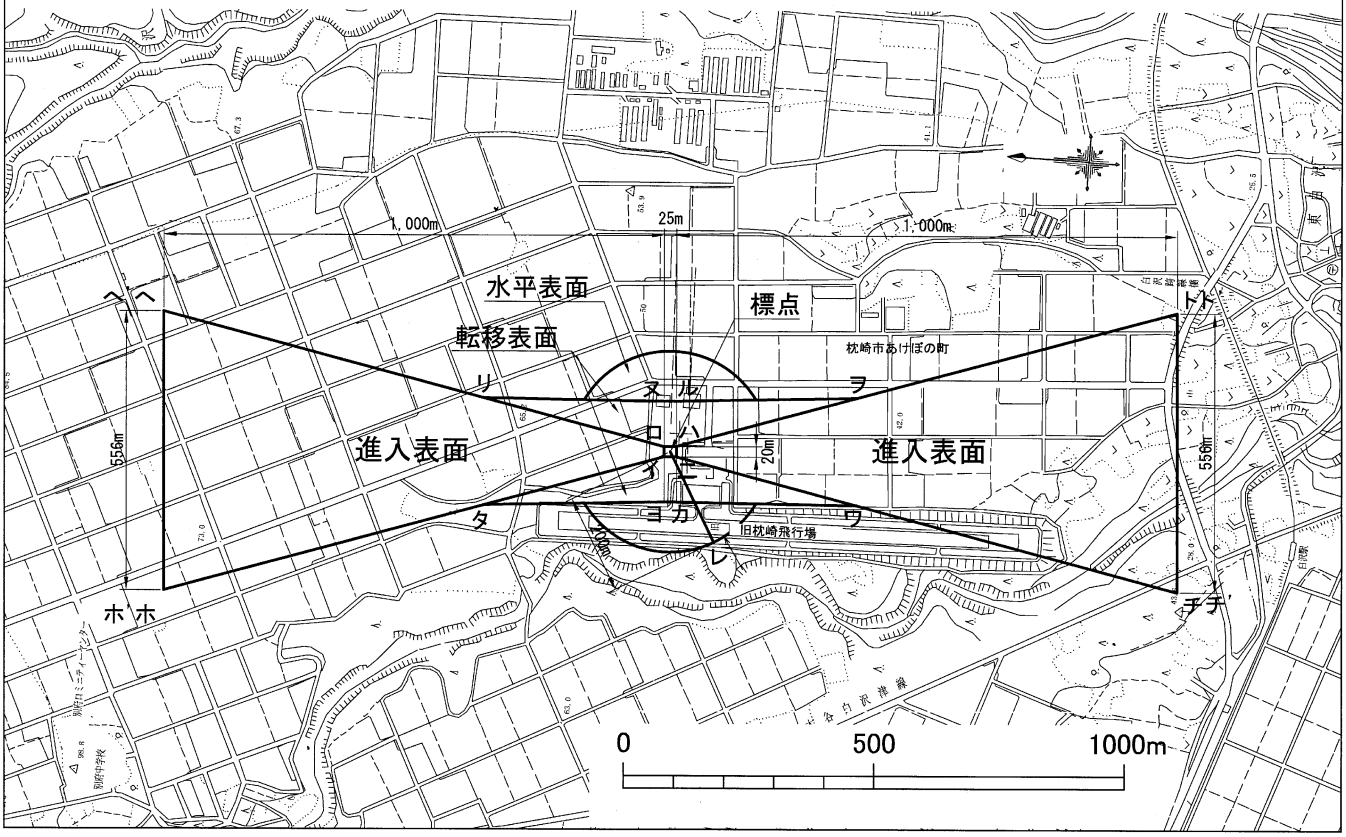
第二図　枕崎ヘリポート



○東北地方整備局告示第二十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月二十八日　東北地方整備局長　小池　剛

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
岩手県下閉伊郡田野畑村菅窪六番一三から同村尾肝要八八番一まで	前	ＢＡ　一二・五〇～七五・〇〇メートル　五・七一八キロメートル	上記Ａ及びＢは関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	ＢＡ　一二・五〇～七五・〇〇メートル　四・二八六キロメートル 一二・五〇～八一・五〇メートル　五・七一八キロメートル 一二・〇〇～八八・八〇メートル　四・二八六キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

○東北地方整備局告示第二十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月二十八日　東北地方整備局長　小池　剛

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	岩手県下閉伊郡田野畑村菅窪一九〇番一から同村沼袋六三番一まで	東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年三月二日十五時

○東北地方整備局告示第二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年二月二十八日　東北地方整備局長　小池　剛

一　施行者の名称　宮城県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十三年東北地方整備局告示第六十四号仙塩広域都市計画道路事業三・五・百九十号植松田高線

三　事業施行期間　自平成二十三年三月二十九日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○東北地方整備局告示第二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年二月二十八日　東北地方整備局長　小池　剛

一　施行者の名称　宮城県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十九年東北地方整備局告示第八十一号仙塩広域都市計画道路事業三・三・百八十五号大手町下増田線

三　事業施行期間　自平成十九年四月二十七日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし